

# 公表

# 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	公益財団法人 岐阜市学校給食会 令和6年度分（必要に応じて令和7年度分）事務事業
種類	財政援助団体等監査
監査日	令和 7 年 10 月 17 日
提出日	令和 8 年 4 月 24 日
担当	教育委員会事務局学校安全支援課 (TEL 058-214-2363)

意見事項	措置状況
<p>(団体関係)</p> <p>(1) 適正な事務執行について 平成26年度の包括外部監査において「小口現金の管理規程を定めるなどして、適切に管理していく体制を早急に構築すべきである。」と指摘があった。これに対して、平成27年9月の措置状況報告は「27年1月から小口現金を設け、処理を開始した。」とのことであった。しかし、公益財団法人岐阜市学校給食会は、令和7年4月1日に至るまで、小口現金取扱規程を整備することなく、小口現金を取り扱っていた。 今後は、適正な事務執行に努められたい。</p>	<p>令和7年4月1日に小口現金取扱規程を整備・施行し、同日から規程に基づく適正な小口現金管理を開始した。今後も引き続き、規程に基づく適正な事務執行を継続する。</p>

# 公表

# 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	ファミリーパークホールディングス 令和6年度分（必要に応じて令和7年度分）事務事業
種類	財政援助団体等監査
監査日	令和 7 年 10 月 17 日
提出日	令和 8 年 4 月 24 日
担当	都市建設部 公園整備課 (TEL 214-2182)

意見事項	措置状況
<p>(団体関係)</p> <p>(1) 適正な事務執行について</p> <p>岐阜ファミリーパークの管理運営に関する協定書第15条第4項は、指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、収支決算書を作成し、市に提出しなければならない旨規定している。また、岐阜ファミリーパーク指定管理者仕様書別表第1は、年間事業報告書の提出期日を毎年度終了後30日以内とする旨規定している。</p> <p>しかしながら、令和6年度年間事業報告書のうち収支決算書について、令和7年5月29日に至るまで提出されなかった。</p> <p>今後は、岐阜ファミリーパークの管理運営に関する協定書及び岐阜ファミリーパーク指定管理者仕様書を遵守し、適正な事務執行に努められたい。</p>	<p>公園整備課から収支決算書の提出遅延に関する厳重な指導を受け、当団体ではこれまでの事務処理体制の見直しを行った。</p> <p>具体的には、年度末における経理処理の早期着手に加え、各取引業者に対し、4月末の期限までに書類を揃えるよう早期の請求発行を依頼することで、内容が確定した適正な決算書を期日内に提出できる体制を整えた。</p> <p>今後も、公園整備課との連携を密にし、進捗管理を徹底することで、協定書等に基づいた適正な事務執行に努めるとの報告を受けている。</p>

# 公表

# 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	都市建設部 令和6年度分 (必要に応じて令和7年度分) 事務事業
種 類	財政援助団体等監査
監 査 日	令和 7 年 10 月 17 日
提 出 日	令和 8 年 4 月 24 日
担 当	都市建設部 公園整備課 (TEL 214-2182)

意 見 事 項	措 置 状 況
<p>(所管部関係)</p> <p>(1) 適正な事務執行について</p> <p>岐阜ファミリーパークの管理運営に関する協定書第15条第4項は、指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、収支決算書を作成し、市に提出しなければならない旨規定している。また、岐阜ファミリーパーク指定管理者仕様書別表第1は、年間事業報告書の提出期日を毎年度終了後30日以内とする旨規定している。</p> <p>しかしながら、令和6年度年間事業報告書のうち収支決算書について、令和7年5月29日に至るまで提出されていなかったにもかかわらず、これをそのまま受け取っていた。</p> <p>今後は、岐阜ファミリーパークの管理運営に関する協定書及び岐阜ファミリーパーク指定管理者仕様書を遵守し、適正な事務執行に努められたい。</p>	<p>指定管理者に対し、協定書等に定められた収支決算書の提出期限を遵守することの重要性を改めて周知し、年度末における経理処理の早期着手及び関係業者への請求書早期提出依頼を行うよう指導を行った。</p> <p>今後は、収支決算書提出に向けた進捗管理を徹底し、4月末の期限までに内容の確定した適正な書類が提出される体制を整え、適正な事務執行に努める。</p>